

○農林水産省令第六十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十八日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「りゆうがん」の下に「付表第七十七に掲げるものを除く。」を加え、同表の付表に次のように加える。

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゆうがんの生果実であつて

農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。